

○文部科学省告示第七十一号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

令和三年四月十五日

文部科学大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎え、建築後二十五年以上を経過した校舎等が保有面積の約八割を占めるなど老朽化が極めて深刻であり、対策の強化が喫緊の課題となっている。老朽施設においては、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。また、台風や豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等から児童生徒等の生命と健康を守ることも大きな課題である。このため、老朽化対策とともに、災害時に地域の避難所として利用されることも踏まえた防災機能の強化

改正前

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。地域住民にとつては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

近年、公立の義務教育諸学校等施設については、平成二十七年度までの耐震化完了を目標に、補助率の嵩上げ等制度の充実を図りつつ、重点的な整備を進めてきた。その結果、構造体の耐震化は概ね完了した状況となっている。

平成二十八年四月に発生した熊本地震においても、構造体の耐震化や吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。）の耐震対策が実施されていた施設については倒壊や大規模な天井の落下はなく、多くの地域住民が避難所として公立の義務教育諸学校等施設を利用したところである。

しかしながら、未だに構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が未了の施設や、老朽化による劣化が著しく安全性等に問題のある施設も存

や衛生環境の改善についても図りながら、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

公立の義務教育諸学校等施設における構造体の耐震化や吊り天井（照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。）の耐震対策は概ね完了した状況となっている。しかしながら、これらの対策が未だに完了していない施設が一部に残っており、一刻も早く完了させることが引き続き喫緊の課題であるほか、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は五割程度にとどまっており、速やかに対策を講じることが求められる。

老朽化対策や防災機能の強化、耐震対策等の整備は、国土強靱化の観点からも重要であることから、各地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づいて、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある取組が求められる。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

なお、効率的・効果的な施設整備を実現するためには、PFI等の手法により民間資金等を活用することも有効であり、整備内容の性質を踏まえつつ、積極的に検討することが必要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

〔略〕

在しており、これらについては一刻も早く対策を完了することが課題である。また、地域住民の避難所として十分に役割を果たすことができるよう、公立の義務教育諸学校等施設の防災機能をより一層強化することも課題である。

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、老朽化が深刻さを増している。これまで耐震化を優先して進めてきたために、老朽化対策の遅れが全国的に生じており、建築後二十五年以上を経過した未対策の校舎等が保有面積の約七割を占めるなど、対策の実施が喫緊の課題となっている。古い工法で外壁・窓等が設置されている施設や、経年劣化が著しい施設では、施設の老朽化に起因して非構造部材等の破損・脱落等の事故が頻発しており、地震発生時には、被害がより大規模に拡大する危険性が高い。児童生徒等の安全確保はもとより、防災機能を強化する観点からも、老朽化対策を速やかに実施し、多機能型の学校施設を実現することが必要である。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、小中一貫教育等多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や情報化への対応等の質的向上を図るとともに、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置等の社会的要請にも応えていく必要があり、老朽化対策の実施に当たっては、これらについても取り組むことが重要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

〔同上〕

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後十五年間で膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえた学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることが求められる。

建築後四十年以上を経過した老朽施設の更新に当たっては、将来の財政支出を見通しつつ経費の縮減や整備量の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（施設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）には改築とするなど、整備手法を工夫して効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えることも重要である。

また、長寿命化改良の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるように教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒等の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効である。学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対

1 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等を踏まえつつ、将来の財政状況を見通し支出の平準化を図りながら、改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備を進めることが必要である。

その際、築後四十年を超過する老朽化した施設の更新に当たっては、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改修」という。）に重点を移すこととし、長寿命化改修が合理的ではない場合（施設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改修に適さない場合等）には建て替えとするなど、整備手法を工夫することが重要である。

また、長寿命化改修の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や情報化等に対応できるように教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

なお、平成二十八年度から三十二年度までの五年間は、特に安全面に支障がある老朽化が著しい施設の更新等、緊急性の高い事業から優先的に実施を図ることが必要である。

策のみにとどまらない幅広い視点からの整備が必要である。

2

新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和元年東日本台風や令和二年七月豪雨をはじめ自然災害が激甚化・頻発化しており、地域の避難所、防災拠点としての公立の義務教育諸学校等施設の役割はますます重要となっている。また、令和二年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたって全国の学校において臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となった。

このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようにするため、公立の義務教育諸学校等施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

〔一〕 耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

〔二〕 防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の

2

地震、津波等の災害に備えるための整備

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、平成二十七年までには構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、早期に耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、老朽化対策を中心として、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設は、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、耐震化のみならず、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の強化を図ることが必要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

〔新設〕

〔新設〕

安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。また、津波による被害が発生する可能性のある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

〔三〕 バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び同法施行令（平成十八年政令第三百七十九号）が改正され（令和三年四月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることになった。このため、令和七年度までに、車椅子利用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての目標とする。

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての役割を有することも踏まえて、公立の義務教育諸学校等施設を誰もが利用しやすい施設とするため、各地方公共団体においてもバリアフリー化の整備目標を反映した整備計画を策定し、新築等の際はもとより、既存の施設についても車椅子利用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。

〔四〕 衛生環境の改善

〔新設〕

〔新設〕

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や床を乾いた状態で使用するドライシステム等の学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

〔五〕 空気調和設備の整備

平成三十年度第一次補正予算の措置等により、公立の義務教育諸学校等施設の普通教室における空気調和設備の整備率は九割を超えており、今後は特別教室への設置を進めていくことが重要である。また、屋内運動場についても、断熱性の確保等の技術的な課題を踏まえた上で設置を進めていくことが必要である。

〔六〕 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

〔削る〕

3 教室不足の解消等を図る整備

〔新設〕

〔新設〕

3 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。また、学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

4 教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要である。また、公立の小学校及び義務教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保も重要である。これらの際、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を保障するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握して教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和六年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用した整備を図るなどの手法を用いることも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。特に、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入していくことが重要である。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備が重要であるとともに、情報端末の充電保管庫の整備が有効である。

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保する必要がある。また、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

5 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、老朽化対策の実施にあわせて、教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入、教育の情報化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置等の様々な社会的要請、地球温暖化等の自然的要因を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。

また、児童生徒の学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、学校施設と公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化等による施設整備を検討することも有効である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

- (一)・(二) 「略」

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防止、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空気調和設備の設置を推進することが必要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要であるとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用することや、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも有効である。

三 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

6 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

- (一)・(二) 「同上」

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防止、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム方式等による調理施設の整備を推進することが必要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要である。

三 「同上」

